

秋の空

どこまでも高く



台風が多い秋です。

災害にも備え、秋をお楽しみください。

平成25年 秋



有限会社テツ・オフィス 社員一同
埼玉県坂戸市花影町30-15 キナステップビル 〒350-0236
Tel 049-284-5522 Fax 049-283-7640
<http://www.tetsu-web.co.jp/>

夏号の「遺言と相続」にたくさん「いいね!」をいただきありがとうございます。今回は高年齢化社会に備えて知っていただきたい「成年後見制度」の概要をお伝えいたします。

1 成年後見制度とは

成年後見制度は判断能力が不十分になった人の社会生活を支援するための制度です。支援のなかには日常の金銭管理から契約や遺産分割手続き等があります。

平成12年4月の民法改正において、高齢化や家族制度の変化など日本社会の変化に伴い、旧来の禁治産・準禁治産制度に代わるものとなりました。

また、福祉サービスが「措置」から「契約」へ転換してきたことや「自分のことは自分で決めた」という個人の意識変化も制度が改正された要因です。

特に次の3つの基本理念によって、旧来制度より本人保護が期待できるようになりました。

- ① 自己決定の尊重
- ② 残存能力の活用
- ③ ノーマライゼーション

この年は同時に既にスタンダードになった介護保険法が施行され、福祉

区分	法定後見	任意後見
1判断能力	既に判断能力が不十分であるとき	判断能力が十分あるとき
2方法・内容	成年後見人等選任申立による審判	公証証書による契約書を作成
3類型・種類	後見・保佐・補助	即効型・将来型・移行型
4後見人の選任	家裁が職権で選任します	自分が決めた人と契約をします
5開始時期	後見等開始の審判確定の約1ヶ月後	任意後見監督人が選任された時から
6期間中の権限	取消権（同意見）と代理権	代理権のみ（代理権目録記載事項）
7終了時期	死亡により終了	死後事務委任契約があれば事務終了時
8死後の権限	応急善処義務のみ	死後事務委任契約の範囲内
9後見人の報酬	家裁の報酬付与の審判	契約により自由に取決め可、監督人の報酬は家裁の審判による
10資格喪失	保佐以上資格喪失（士業、医師等）	影響なし

2 成年後見制度の種類

社会において成年後見と介護保険法は車の両輪とも言われます。

成年後見制度には次の二つがあります。

(1) 法定後見
判断能力の状況によつて「後見」「保佐」「補助」の三種類があります。

申立人（本人・配偶者・4親等内親族・任意後見人・任意後見監督人・検察官・市区町村長）が家裁へ申立て、後見の審判を仰ぎます。

申立人との関係は子が

最も多く、動機は預貯金の管理、介護保険契約等が多いようです。

(2) 任意後見

事後救済型から事前予防型社会へ対応するため、判断能力が十分あるときに指定した後見人と後見契約を結びます。

「即効型」「将来型」「移行型」があり見守りから入る「移行型」が望ましいようです。

違いは上記の表をご参考ください。

3 何時・誰が利用できるか、誰が後見人になるのか

次の方が対象となり、家裁への申立手続きから確定後、登記され後見が開始されます。

- (1) 認知症高齢者
- (2) 知的障害者
- (3) 精神障害者
- (4) その他（疾病や事故による能力減退者）

法廷、任意とも制度の理解や必要性を本人と後見人がよく知っていたり、法廷後見の後見人は家裁が決定します。

本人と後見人の関係は子が最も多く、司法書士、弁護士、行政書士などの法律職や社会福祉士も担っています。

直近では親族48.5%に対し第三者が5



